

(第一類 第十六號)

衆議院第十三回国会建設委員会

議錄第二十五号

六九六

表いたしまして、反対の意思を表明するものであります。この法律は名目だけとはいながら、日本が独立し、その独立後に施行される法律であります。かかるにこの法律は日本国民のための法律ではなくして、明らかにアメリカ軍のための法律なのであります。すなわち駐留軍の用に供するために、日本の農民の土地を無制限に、無期限に使用せしめ、收用するという、そういう法律なのであります。そもそも日本とアメリカ合衆国との間に結ばれた行政協定なるものは、これは明らかに條約でありまして、国会の承認を経るべきものであるのですが、国会の承認なくして政府がかつてにきめた行政協定は、明らかに無効であります。そういう無効な行政協定にのとりまして出て来ましたところの、土地等の使用等に関する特別措置法案、これはまつたく憲法上提出すべからざる法律を提出して来たのであります。そういう意味からいって、まず反対をしなければならない法律であるのであります。この内容を見ますに、政府の答弁によりますと、占領軍が今まで收用した土地をあらためて使用、收用する、そういう措置であつて、新たに農地等を收用することはまずないであろう、こういうような答弁でありますけれども、この法律の中にはそういうことがないということを保証する何ものもないであります。アメリカがアジアにおいて非常な野望を持つておるということは周知の事実であります。

して、吉田内閣が共産主義国に対抗してアメリカと一体となつてアジアの共産主義勢力に立ち向かおうという政治的、軍事的意図は、もはやこれは明らかなるところでありまして、日本はアメリカのアジア征服の第一線基地であるのであります。従いまして、その第一線基地としての役割を日本が果すためには、日本が沈没する航空母艦になるのであります。そのためには今後幾多の農地、莫大な農地が飛行場その他の軍事基地に接收されるであろうということは、これはもう言うをまたないところなのであります。そうしてそういう基地があるために、日本国民は再び空襲等によつて莫大な被害をこうむらなければならぬのであるうこともまた言うをまたないのであります。しかしてこれら基地の周辺においてはどういうことが起つておるかといふと、アメリカの兵隊のために日本の娘さんたちが春を売つてゐる。そういうみじめな姿が至るところに見られるのであります。さらにもたこの基地内に勤めてゐる日本の労務者たちは、王者のようにふるまつてゐるアメリカ兵に奴隸のごときを使われてゐる。そういうみじめな姿であります。こういつた姿が日本の各所につくられて行く。そういう基地をどんどんつくつて行こうといふこの法律に対しまして、われくへは絶対反対するものであります。なおまた政府の一部においては、土地等を收用される農民に対しては補償をするというようなことを宣伝されておりますけれども、そういう補償をするといふ

政府の熱意の一かけらもわれ／＼はこの審議の途上において発見することができなかつたのであります。農林省では標準一町一反の農家に対して三百万の補償をするといふよくなことを言つておりますけれども、昨日の私の質問に対しても岡野国務大臣は、さよならなことは私は聞いたことがない、閣議においても問題になつたことがない、こういふ答弁でございました。この一事をもつていたしましても、従来とまつたくかわることなく無慈悲に土地を取上げられ、そうしてまつたく目くされ金で土地をとられた農民は、こじきのようになにその土地から追い出され、みじめな生活をしなければならないのであるうということは、当然考へられることなのであります。そういう意味合いでおきまして、私どもはこの法律に絶対反対するものであります。

まして処置をいたしたいというのでもあります。私はかような意味におきまして、私権を十分重んじまして、ややを得ない事態の起りましたときには、法律案によることが適当と思いまして、るために、賛成の意を表するものであります。

○松本委員長 村瀬宣親君。
○村瀬委員 私はただいま上程せられましたこの法律案に対し、改進党を伴表いたしまして反対の意を表明せんとするものであります。

連合国による日本の占領は、明後二十八日平和條約の効力発生とともに終了し、徴発に基く施設及び区域の合意による軍隊による使用もまた同時に終了し、従つてその後は合衆国軍隊による施設及び区域の使用は、それ／＼の政府が平和條約、安全保障條約及び行政協定に基いて有する権利を條件として両政府間の合意に基いて新たに規定すべきものであることは、行政協定第一條に明記せられたところであつて、日本米安全保障條約は集團安全保障と両国との共通の利益のために互いに相手方を信頼して、その基礎の上に結ばれたものである以上、この安全保障條約を実施するための行政協定も、当然のように日本両国民間の関係を助長するものでなければならない。かかるにこの法律案は、鬼面人を驚かすことなく伝家の宝刀としての効用を期待してつくられたものであつて、その意図するところは駐留軍の威圧によつて、土地、建物等の使用または収用を暗黙のうちに強制する結果となるのでありますから、むしろ私は條約上の業務をわが国が履行するには、土地について現行の在地收用法により、建物その他

の施設については簡単確健なる便法を講ずることが、日米両国民間の和解と信頼を深めるにえんなりと信じて、本法案に反対をするものであります。

○松本委員長 田中穢之准君。

○田中(穢)委員 私は日本社会党第二十三控室を代表して、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法案に対し、反対の意思を表明するものであります。

元來この法案の提出自体が、われわれ憲法違反の疑いがあるという見解を持つております。と申しますのは、憲法第七十三条の規定によりまして、安保條約に基く行政協定は当然国会の審議を経なければならないものであるにもかかわらず、今回行政協定が実施の段階に入ろうとしておるにもかかわらず、この基本である行政協定が国会の審議に上つておらない。従いましてこの行政協定に基きまして提案せられた本特別措置法案の提出自体に、われわれが憲法違反の疑いを持つておるものだ、かように考えるのが反対の第一点であります。

さうに本案の内容を見ますと、總理大臣の権限によりまして、強制的に土地、建物の使用または收用が行われるのでありますて、これに対する確実なる補償が何ら約束されておらない。この点は憲法第二十九條において敵として保護せられておりますところの国民の財産權に対する不当な侵害といわなければならぬと思ふのであります。これが反対の第二点であります。

さらに第三点いたしましては、今回の安保條約及び行政協定は、吉田政府の説明によりますと、信頼と和解の

きわめて寛大なる講和條約に立脚するものであるというにもかかわりません。また占領状態から脱却して、独立の段階に入るにもかかわりません。かかる強権的な形で国民の財産権であつて、ますところの土地の使用及び收用がなされることは、その根底にならざるを得なくなるわけであります。かかる観点から、すでに現在において駐留軍関係の土地收用は一億四千五百坪の厖大な地域に上つており、建築が百三十六万坪、開拓地関係三千町歩、既耕地千三百町歩に及んでおりますのが、さらに行政協定の実施段階に入りますと、いよいよこの地域が拡大される危険を包蔵いたしてゐると思われはかように思います。しかしながら方において日本政府が、警察予備隊の増強によりまして実質的な再軍備を行ひたしております關係から、ここに演習地その他駐留軍用のものとして確保されたものが、駐留軍のみならず警察予備隊においてもともに使用するというような關係からいたしますなれば、今後日本の再軍備による土地、建物等の国民の権利の收奪が、この法律によつて駐留軍用の名において行われる、きわめて危険なる状態を包蔵しておるのであります。しかもこの補償が、国民の血税によりましてまかなわれることとなる本法律案に対しましては、わが党として、外国のための軍事基地を国民へ負担において行おうとする意図の明瞭化をいたしましては断固として反対するものであります。

○松本委員長　これにて討論は終局いたしました。
ただいまより日本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等
に関する特別措置法案、内閣提出第一六四号について採決いたしました。本法
案を原案の通り決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松本委員長　起立多數。よつて本案は原案の通り可決いたしました。
なおお詫びいたします。本案に関し
まする委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長　御異議なきものと認め
ます。さとうどうりはからいます。

○松本委員長　次に耐火建築促進法
案、鈴木仙八君外十三名提出、衆法第三
三四号を議題といたし、これより質質問に入ります。質疑は通告順にこれを許
します。池田峯雄君。

○池田(峯)委員　耐火建築を促進する
という法律を出すに至りましたいろいろ
の要領條件があらうかと思ふのですが、これをまず承りたいと存じます。
第二條に「防火建築帶は、都市の枢要
地帶にあつて、こうなつております。
しかばね都市の枢要地帶とはどういう
ものでありますか。各官庁などはいす
れも鉄筋コンクリートの耐火建築にな
つております。従つて官庁の所在地が
枢要地帶であるといいましても、ここ
はすでに耐火建築になつておる。しか
らば銀座通りとか、田村町の通りと
か、こういうところが枢要地帶である

のかどうか。極要地帯とするならば、何が基準でここが極要地帯であるのか、いろいろ点を承りたい。

○鈴木(仙)委員 御質問にお答えいたします。これは別に官庁街といふものではありません。都市の構成上、経済上有あるいは建築の密度関係で十分に極要と考えるところが多くあると思いま

しては相なるのではあるまいか、こう
者をられるのでありますて、この点に
ついての政府の意見を聞いておきたい
と思います。

○師岡政府委員 ただいま御指摘のよ
うなことは、政府側といたして毛頭
ないつもりでございます。この耐火建
築促進法の趣旨にのつとりまして、そ
の都市の防火上最も必要であるという
その必要性を十分に勘案しまして、必
要な地点を指定して行きたいと考え
ております。

○池田(喜)委員 私の質問は終りました。

○松本委員長 村瀬宜親君。

○村瀬委員 私は将来の運用について
お伺いいたしておきたいのであります
す。当委員会でいろいろ熱心に審議を
して参りました点は、いずれも国土の
再建に最も重要な法案ばかりであるこ
とは自他ともに認めているところであ
りますが、これをまた別の見方からい
たしますと、ひとり都市偏重の法案ば
かりを建設委員会は取上げておるので
ないかという見方をする者もあるので
あります。たとえば先般通過いたしま
した十五億円の道路整備特別措置法、
いわゆる閑門・トンネル等をつくるなど
は将来は百億にもなるであります
が、それが潤うところは都市であつ
て、農村にはほとんどこれらの均霑は
期待されないという状態であります。
この防火法案も、金額はわずかに二億
あります。が、きわめて大事なもので
ある。将来の運営にあたつてむろん防
火は都市を中心に行べきではあります
が、それと同時にもう一つ当局の意見を
お聞きしておきたいことは、洪水の場

が、提案者におかれていわゆる地方
への防火施設の均霑という点にどうい
う構想を持つておられるか、この辯同
つておきたいと思います。

○鈴木(仙)委員 お答えいたします。
大体この法案を作成いたしますについ
て、私自身も公平な分布という観点か
ら考えておりまして、東京、大阪ある
いは今までの大都市にこれを重点的に
やるという考えは頭持つております
が、地方の中、小都市にどんどん
やるといふ精神でやつております。

○村瀬委員 提案者のお考えは私非常
に満足であります。

そこで次に伺つておきたいことは、
はからずも鳥取の大火がありまして、
百七十数億の損害といわれておるので
あります。今提案になつてあります法
案の審議の途中において突発した大火
であります。この鳥取火災に対する
本法案の適用が最初の計画などどうい
ふうになつておるか、さらに碎いて申
しますならば、二億円の予算のうち鳥
取へどのくらいしかねばならない結果
になる予定でありますか、この際局つ
ておきたいのであります。

○鈴木(仙)委員 鳥取の火災の問題に
対する予算の配分ということは、この
法案と離れて別に考究するかどうか、
まだ研究中だそうであります。

○村瀬委員 この際政府委員に伺つて
おきたいのであります。別と申します
のは、いわゆる公共事業費のわくは
ことし大体きまつておるはずであります
が、あるいは八月ごろの通常国会に
おける優先的な補正予算の了解ができ
ます。この目的が達成せられないとい
ふても、このりつけな法案ができる
にいたしたいと考えておりますが、そ
の場合は急速に防火建築帯を指定いた
しまして、再び災害を繰返さないよう
にいたしたいと考えておりますが、そ
の場合は予算措置といたしましては、
先ほど御説明しました通り、一応はす
でにきまりました予算の中できめて行
かなればなりませんが、さらにそ

のうち、どの部面を充てるということ
になつておるか、政府側の御答弁を願
います。

○師岡政府委員 鳥取の復興につきま
して、私自身も公平な分布という観点か
ら考えておりまして、東京、大阪ある
いは今までの大都市にこれを重点的に
やるといふ精神でやつております。

○村瀬委員 提案者のお考えは私非常
に満足であります。

そこで次に伺つておきたいことは、
はからずも鳥取の大火がありまして、
百七十数億の損害といわれておるので
あります。今提案になつてあります法
案の審議の途中において突発した大火
であります。この鳥取火災に対する
本法案の適用が最初の計画などどうい
ふうになつておるか、さらに碎いて申
しますならば、二億円の予算のうち鳥
取へどのくらいしかねばならない結果
になる予定でありますか、この際局つ
ておきたいのであります。

○鈴木(仙)委員 鳥取の火災の問題に
対する予算の配分ということは、この
法案と離れて別に考究するかどうか、
まだ研究中だそうであります。

○村瀬委員 この際政府委員に伺つて
おきたいのであります。別と申します
のは、いわゆる公共事業費のわくは
ことし大体きまつておるはずであります
が、あるいは八月ごろの通常国会に
おける優先的な補正予算の了解ができ
ます。この目的が達成せられないとい
ふても、このりつけな法案ができる
にいたしたいと考えておりますが、そ
の場合は急速に防火建築帯を指定いた
しまして、再び災害を繰返さないよう
にいたしたいと考えておりますが、そ
の場合は予算措置といたしましては、
先ほど御説明しました通り、一応はす
でにきまりました予算の中できめて行
かなればなりませんが、さらにそ

合の災害に対してはある程度の予備費
が認められておる。過年度災害のほか
に当年度の災害に対する予備費という
ものが計上されておる。日本の現状を
方において住宅政策として公営住宅な
ど見ますれば、年々火災のために焼失す
る家屋が非常に多いのであります。一
方において住宅政策として公営住宅な
ど見込みで、いろいろの施設をした
ことがあります。ただし、しかし鳥取の
毎年の災害が非常に多い、こうしたも
のを見込んで、いろいろの施設をした
と申しますするけれども、しかし鳥取の
ごとく突然的に非常な災害が起つて来
るということになると、この既定計画
つておりませんですが、こういう災害
が実発しましたので、二億円からやは
り一部をさせて出さなければならぬの
ではないかと考えております。

○鷹利委員 ちょっと今の質問応答に
関連して当局に確かめておきたいと思
います。ただいまの予算は二億円であ
りますが、これは過去の災害なり、あ
るいは現状を基礎として最小限度の予
算を見ておる。もしこれが将来鳥取の
ごとき突発事件が次々に起るということ
とで、その都度既定予算をさいて出す
といふことになりますれば、せつかく
計画をしたことが白紙に帰してしまう
おそれがあります。でありますから、
むしろ鳥取の場合のごときは、法案の
適用は当然でありますけれども、予
算措置としては別個に新たな予算を
追加でとるとか何とかしてやるのを適
当じやないか、そししなければ何年た
つても、このりつけな法案ができる
にいたしたいと考えておりますが、そ
の場合は予算措置といたしましては、
場合には急速に防火建築帯を指定いた
しまして、再び災害を繰返さないよう
にいたしたいと考えておりますが、そ
の場合は予算措置といたしましては、
先ほど御説明しました通り、一応はす
でにきまりました予算の中できめて行
かなればなりませんが、さらにそ

ば、この法律ができたために、かえつ
てこの防火地帯における建築の新築を
阻害するという結果になると思いま
す。予算の補助をもらえるならば、も
ちろんこの法律によりまして防火建築
の指定をしまして助成をして行くこ
とに相なるうと思います。二億円の使
用の問題になりますが、これは一応
はもちろんこの二億円から助成金を
出して行かなければならぬということ
を考えます。ただ当初におきました
計画としましては、この鳥取の方には
初め希望がありませんでしたので、入
つておりませんですが、こういう災害
が実発しましたので、二億円からやは
り一部をさせて出さなければならぬの
ではないかと考えております。

○鷹利委員 ちょっと今の質問応答に
関連して当局に確かめておきたいと思
います。ただいまの予算は二億円であ
りますが、これは過去の災害なり、あ
るいは現状を基礎として最小限度の予
算を見ておる。もしこれが将来鳥取の
ごとき突発的に非常な災害が起つて来
るということになると、この既定計画
といふもののはくずれて来る。であります
から、住宅政策の一環としても、
この年々起るところの新たな災害の
統計といふものはわかつております。
大体これを目安として、住宅に関する
ごとく突然的に非常な災害が起つて来
るということになると、この既定計画
といふもののはくずれて来る。であります
から、住宅政策の一環としても、
この年々起るところの新たな災害の
統計といふものはわかつております。
大体これを目標として、住宅に関する
予備的の予算を獲得しておくという必
要はないか、そういうことについて政
府はお考えになつておるかどうか、こ
の点をひとつお聞きしておきたいので
あります。

○鷹利委員 なおついでありますから、もう
一つ政府当局にお尋ねしておきたいこ
とは、この現在の予算はわずかに二億
円程度であります。せつかく
計画をしたことが白紙に帰してしまう
おそれがあります。でありますから、
むしろ鳥取の場合のごときは、法案の
適用は当然でありますけれども、予
算措置としては別個に新たな予算を
追加でとるとか何とかしてやるのを適
当じやないか、そししなければ何年た
つても、このりつけな法案ができる
にいたしたいと考えておりますが、そ
の場合は予算措置といたしましては、
場合には急速に防火建築帯を指定いた
しまして、再び災害を繰返さないよう
にいたしたいと考えておりますが、そ
の場合は予算措置といたしましては、
先ほど御説明しました通り、一応はす
でにきまりました予算の中できめて行
かなればなりませんが、さらにそ

いふ災害の場合には、この法案にも四分の一を三分の一とすると、その都度関係方面と折衝いたしまして、一層防火建築法の充実ということに努力して行きたい、かように考えております。

○村瀬委員 私は本法案の重要性を認めるものであります。これで質問は打切りますが、最後にこの法案と最も関係の深い問題として、今回新たに就任されました鈴岡住宅局長の本委員会の初出席に対し御方針を伺つておくことが、本法案の運営の上にきわめて大切であると思うのであります。これは日本が火災亡國にもなりかねないといふことは、今度の空襲でも体験をしたことがあり、マツチ箱のような日本家屋の構造からしてやむを得ない点とはいひながら、局にあるものはこれをどうやつて防ぐかという根本的な施策がなければならないと思うのであります。これに対し本法案のごときは第一歩を踏み出されたのでありますが、新任の住宅局長にはどういう御抱負を持つておられるか、たとえばいわゆる防火鉄筋の建物を日本に充満さすといふことは理想であります。資金資材の面で容易に短日月でできることではあります。そのほかにどういう方法があるか、あるいはこの一定の建物に対しても法律をもつて一つの火災報知機とうようなことを、一つの施策であると思ふのであります。その他いろいろにそれを十分監督するというようないふ一つの効果ある方法を法制化するといふこと、一つの施設であるといふことのないように思ふのであります。あるいは都市の防火規制を強化するといふことのないように思ふのであります。

計画において非常に幅の広い道路をつくつて、その市街をプロック別にして、かりに大火があつても一プロックでその火事をとめてしまつといふようなことも一つの方法であります。それから全般を通じて有機的な計画を、新任住宅局長はどのようにお持ちであるか、この際御負担を伺つておきたいと思うのであります。

が、大きく申し上げまして、ただいま申し上げましたように都市の不燃化の総合、充実という点につきましては、ぜひとも今後一層の努力をもつてこれに向つて行かなければならぬ、かように考へております。

○村瀬委員 火災報知機の法制化は考えておりませんか。

○師岡政府委員 これは消防法の規定に基きまして、條例をもつて設置が規定されております。

○松本委員長 田中議之進君。

○田中(織)委員 小委員会で相当練られた結論でありますから、多くをお伺いしなくともよいと思いますが、関連して主として政府委員に一、二お伺いしてみたいと思います。これはいわば耐火建築促進法と銘打つた法律ではありますけれども、耐火建築促進のほんの一歩を踏み出すだけの意味しかないことは、出発点でありますからやむを得ないとは思いますが、一つのモデル・タイプをつくつて行くという意味合いにおきまして、防火建築帯をつくつて行くといふ考え方にはわが党としても賛意を表するのであります。しからばその防火建築帯に建築されますところの耐火建築の資材の問題、その他の関係が出て参るのでありますけれども、いわゆる耐火ブロックその他鉄骨、筋コンクリート、いろいろの耐火建築の方法があると思うのですが、そういう方面の耐火建築資材の認定の問題の建設省としても從来からやつておられると思うのですが、この法律の制定に伴いましてそういう方面的の施設を一段と拡充しなければならないと私は思うのであります。都市の概要の地帶だけに防火建築帯がこしらえられ

るということだけでは、この法律の名称にもなつておりますところの耐火建築促進ということのほんの一部分にしかすぎないのであります。私は耐火建築促進という観点から申しますと、むしろ耐火建築資材の生産の拡充の問題であるとか、あるいはその資材が確実に耐火の目的を達するかどうかといふようなことについての厳重な検査、あるいはそういうものを生産するための指導という方面に力を入れなければならないと思うのであります。現在建設省としてそういう面においてどういう御処置をとつておられるか。また今後この法律の制定と関連をいたしまして、その面を強化せられる御方針であるか。この点を伺つておきたいと思います。

最近は市営住宅あるいは県営住宅等の建設も相当進められております。しかしあれ／＼の見受けあるところ、なかなか耐火という点についての力の入れ方、またそういう方面への指導が欠けておる。今度の鳥取の大火のような場合においても、都市の一区画に防火建築帶をつくることによりまして、その範囲を局限する効果のあることも、われわれは十分認められるのでありますけれども、住宅政策の見地から見ますならば、私はこれから建設せられて行きます公共の建物、あるいは公営の住宅あるいは民間人の立てる住宅におきましても、十分その趣旨が盛り込まれなければいけないとと思うのであります。その面においては今後どうようと、うに処置されて行く考案であるか。特に住宅金融公庫の関係において、耐火的な設備というより耐火建築の趣旨をどこまで織り込んで行く御方針であるか、その点だけ重ねて伺つておきたいと思います。

も技術を担当いたしております者といたしましては、極力資材を使わないよう、またできるだけ安い耐火建築ができるようにといふことに努めているわけであります。最近研究が進みられまして、私の方の技術研究所におきましても、実物大の建築の震動実験をいたしまして、その耐震性につきましても、相当自信を持つて参りました。いわゆる組立て鉄筋コンクリート、あるいはコンクリート・ブロック造あるいは軽量コンクリートを使いました鉄筋コンクリート、こういったものを極力押し進めて参りたい。ただいままで普段のものは、鉄にいたしまして坪当り三百キロ内外、セメントにいたしまして六百キロから八百キロ内外を使つておりましたが、かような工事をいたしましたと、鉄の方は百五十キロ内外で、約半減いたします。それからセメントの方も大体四百キロ内外で、これも約半減いたすわけであります。かようなことで、従つて建築費の方も安くなつて参りまして、私の方でいろいろ見積りました結果から申し上げますと、大体五千円内外である程度のものはできるだけやないか、そういうところまでござ着けて参りました。さらに一步進めまして、さらに安くなるように努力して参りたいと思ひます。なおまた御指摘のございました材料の品質につきましては、日本の工業標準化法によります工業標準の制定をできるだけ行いますようにつとめておるのであります。が、この方は通産省とわれくの方と密接に連絡いたしまして、優良品の選定をいたすようにいたしております。かようにいたしまして、私どもいた

及しましては、できるだけ耐火建築が普遍化され、政府に對しての予算的な処置についての要望があつたわけですが、私も、この防火帶建築の希望というよりは、むしろ建設しなければならない必要のあるところはどんく、これを進め行くということにいたしまして、必要な予算が刻々に増額されて行くような方向に向いて進んで行くために、この法律ができた以上、政府の方で、特に事務当局の方で、そういう方面的準備を進めていただきたいと思います。

さらに私がお伺いした点によつてややはつきりして参つたのでありますけれども、防火建築帶以外の部面に、いかにして耐火建築を普及せしめて行くかという観点から来るところの資材の生産あるいは品質の向上、価格の引下げというような面について、やはり国としての適切なる財政的な援助がなければならぬと私は思います。そういう点について、事務当局の方、また技術研究所の方で、そういう方面的準備が整えば、この法律にそういう面を織り込むことによって、政府は、財務当局において当然必要な予算的措置を講ずるような方向にこの法律をよりよく発展せしめて行くといふことも可能だと思います。事務当局においては、この法律ができたことだけで満足せず、やはりそういう方面的準備も進めさせていただきたい。幸い住宅局長も新しく就任せられたのでありますから、ひ

とつそういう建設的な面に積極的な努力を拂つていただきたい。そうでなければ先ほど池田委員が指摘いたしましたように、日本が再び戦場化することに対するそれに対応する一種の何か局部的な措置のような印象を、池田委員のみならず私たちとしても受けざるを得ない。もしこれだけだとどまるならば、そういう印象を拂拭することは不可能だと思う。そういうことのないとを私も確信いたしますけれども、この法律の第一條においては、やはり耐火建築を促進するということがねらいのようでありますし、それを促進する一つの方法をこの法律は具体的に規定したものであるということをひとつ十分認識せられまして、今申し上げた点についてせつかくの努力をせられんことを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○松本委員長 起立多数、よつて本案に付する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○松本委員長 この際お諮りいたします。日程を追加して公共工事の前拂金保証事業に関する法律案、内閣提出、第一五〇号を議題といたしたいと思ひます。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認め、日程は追加されました。

公共工事の前拂金保証事業に関する法律案につき、前回に引き続き質疑を行いたします。村瀬宣親君。

○村瀬委員 私は、建設大臣に本案の骨子についてもう一度お尋ねをいたいたいのであります。前回もいろいろとお尋ねいたしましたが、本日は特に建設大臣から御答弁を得ておきたいのでもあります。公共工事に前拂金を出して、請負業者をして工事をしやすくさせて、それによつて必要な再建の工事を進めるようという立法の趣旨には、何人も反対するものではありません。ただ第十七條を見ますと、保証料のはかに保証基金を設けなければならないといふことになつておりますが、この考へがどうもはつきりいたさないのであります。聞くところによりますと、請負業者は、銀行があまり正確にその内容

を調査してくれないので、金融に非常に困る。それで高利の金を借りて、請負工事をやつておる。従つてこの法律案が通るならば、政府は一億円の工事は三千万円前拂いをただちにいたそら。そのかわりに保証料と保証基金を出せといふのでありますするが、なるほど保証料といふものはわかります。日本一錢という政府の答弁であります。が、保証基金といふのは一体保証料とどう違ふのであるか。積み立てにおいて、返すのであるか。返さないものであるか。これもまた日歩一錢だといふのであります。この保証基金の本質はどういうものであるか。これをまず明らかにいただきたいのであります。

基金の徴収というのも、将来においては保証料だけでもつて足りる状況に相なるのではないかというふうに考えておりますが、これはあくまで預かり金いたしまして、業者に対して将来、大臣がただいま申されました通り、返済されるべき資金、こういうことに考

はどういうところからいらっしゃ考あんえを
持たれたわけですか。

○**浙江政府委員** 保証料は通例の事態
においては、まず保証料を自己資本で
もつてカバーし得るという計算の上に
立つて、保証料の算定を日歩一錢とい
うことにはじき出したのであります。
しかして保証基金の方は、これも何回か
申し上げておるかと思いますが、要

社のものでござります。これは将来交換約者に返済される性質のものでない、こういふ建前になります。この保証料を今積立金の性質といふ取扱いいたしますならば、これは積立金として充実される場合には、業者に返済して得るものでありますて、その点においては保証料を二倍に増額する場合と、保証基金で積み立てる場合とでは相当の

○瀧江政府委員 契約者に対してもやはり証を出すことにしております。それからなおこの基金に対しましてはこの法律の上でも税法上の特例を認めております。この会社の積立金に年といつても、いつ返してもらえるのか。要求によって返すのか。どうなりますか。

かぬとかいう問題が残りますが、それはこの程度にとめておきましょう。
そこで建設大臣にお尋ねをいたすのであります。が、この保証契約はいわゆる前拂金を受けようとするものには強制されるということになると私は想うのであります。その会社が絶対損害を與えることはないというような、何人があたってもこの会社ならば絶対確実であります。

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

○瀧江政府委員　返済されるべき時期は、事業計画書ないしは事業報告書等によつて計画が立てられるわけでござりますが、ただいま申し上げました通り、さらに先般も申し上げました通り、保証債務との関係においてその二十分の一の基金として蓄積されるならば、その後におきましては逐次これま

あつた場合の信用力の保持という観点から、この積立金制を、保険会社の運営等をも参酌いたしましてとりたい、こういう考えに立つておるのでございります。

保証基金といふものを積み立てて參りますれば、これは充実して参りますが、その後においてはこれを返済する、こういう建前にいたしておるのであります。その点は保証料は会社のところばなしという点と違うのであります。こういうふうに考えております。

○村瀬委員 何度もお聞きするようですが、どうぞお聞かせください。
あります。そういう点が保証基金の性格上資本蓄積の上に役に立つ、こう考え方に立つておるのでござります。

○村瀬委員 何度もお聞きするようですが、どうぞお聞かせください。
とつて借入金でありますか、貸借対照表

前拂いはしない、こういうことになる
というのでありますか、はたしてそ
うありますか。それからそうなります
と、一つの会社は、二つ以上つくりま
いといふ御答弁ではありました、が、独
占禁止法に抵触するような性格のにお
いがして来るのであります、が、それら
につづいて、

返済される、こういうことになつて参
るわけであります。
○村瀬委員 その性質がはつきりしな
いのであります。二十分の一になれ
ば、逐次返済されるというのでありま
す。

立金のようくに金を残しておくといの
ですが、これは保証料を適当にきめ
て、その中で利益があれば、積み立て
て行けば、それでいいわけでありま

りますが、どう思いますか。どうも官僚の方はとくに答弁をばやかすのであります、私の言うのは、保証料を倍とすればとかいうのではないのであります。保証料と保証基金とはどう違うのですか。

のでありますか。またそぞういうよろくな
ものが他に日本にありますか。

○野田国務大臣 ただいまお話を経て
にこれは安全であるということ、それ
がむずかしいと思うのです。たとえば
村頼さんの会社なら村頼さんは絶対に
ありますか。

ですが、まだ預かり金だというのである。一種の保険会社によく似ておると思つて申しますならば、実は日歩一錢でない、一錢だ。但し事故がなかつたら、そのうち半額は拂いもどすのだ。こういう性質のものでありますか。そこであれば、三年間ずっと強制的に、預かり金であるがとめ置いておくのだといふのは、随意契約で任意の

す。別に保証料でもないが、人のもの
をそこへ置いておいて、バニックとのとき
にそれを充てる預かり金ではあります
よ。預けた人間はたまたまものではあ
りません。かつてに使われるかもしれ
ません。そんな金ではないのであります
よ。預かり金である以上は、バニック
があるうが、何があるうが、返しても
らう。こつちのものであります。何回
かお答えがあつたかしぬませんが、はつ
つきりしないのでありますから、はつ
きり回答せんよ。

か、それは預かり金ですか。それでは通帳でも出しますか。そうしてこれは一ぺんだけで保証してもらう会社もあるでありますよし、ずっと三年間も五年間も続けて保証してもらう会社もあるでありますよし、その保証基金というのは、いわゆる強制されるものであるし、あなたの会社は何保証基金を預かっておりますと、通帳でも出すのでありますか。そうしてベニツクに使つても——使う使わぬは、預け

當の上に、やはり同様の預かり金制度を認めております。それから貸借対照表の関係においては、預かり金というがことき形でこれは整理されるといふうに考えておるのであります。

○村瀬委員 次第に明らかになつて参りました。バランス・シートに預かり金で出る以上は、もつと早く言つていただけばそれではつきりしたわけであります。ほんとうの單純なペニックに使うとかなんとかいうことになります。

と言つても、われくは絶対であるといふ。この解釈が実際問題としてつけられるかどうか。これは実際問題として困難ではないかと思います。名前をあげますと、とかえつて誤解を来しますが、そこには非常にむずかしいいろいろな問題があると思います。われくはこの人までは絶対だ、この人からはあやしいといふことは実際官厅としてできない。そこに一つの制約があるような気がします。

契約ならどういう契約もできるわけ
であります。が、保証料の一つの変形の
ような感じが非常に深いのです。これ

○瀧江政府委員 保証料でこの保証基
金に相当するものを合せてとるという
ことになりますれば、保証料は当然会

が、必ず返してもらひるものでありますか。その会社に利益がない場合には、返してもらえぬ場合もあるのであ

からいなかにも会社のもので使つてしまふという感じがしたわけでありま
す。單純な預かり金ならそれだけつこ
うであります。但し利子がつくとかつ

○憲政委員会 独裁法との関係に接
きましては、これは一の法案の立案の
過程におきましても非常にその点を注
意いたしまして、公正取引委員会等と

